

# Q&A

## 私は申告が必要ですか？



**Q** 私の収入は公的年金だけしかないのですが、申告は必要ですか？

**A.** 公的年金等については、支払者から年金の支払金額が報告されていますので、市民税・県民税が課税される場合であっても、申告の必要はありません。ただし、社会保険料控除や扶養控除などの所得控除を申告すれば、節税になる場合があります。

なお、65歳以上で収入が公的年金等だけのかたは、年収266万6,666円以下の場合には非課税ですので、もちろん市民税・県民税の申告は必要ありません。

また、公的年金等から差し引かれていた平成12年分の所得税額が実際の税額よりも多かった場合は、税務署で確定申告をすると、その差額が戻ります。

**Q** 昨年会社を退職して、今は収入がないのですが…

**A.** 昨年中に退職したかたのうち、勤務先で年末調整をしなかったかたは、個人で市民税・県民税の申告をする必要があります。なお、退職前に給与から差し引かれていた平成12年分の所得税額が、実際の税額よりも多かった場合は、税務署で確定申告をすると、その差額が戻ります。

**Q** 給与のほかに、原稿料や株式の配当金などの収入があるのですが…

**A.** 給与以外に年金、不動産、営業、農業、配当などの所得があったかたは、原則として申告が必要です。給与以外の所得が20万円以下のかたは市民税・県民税の申告を、20万円を超えるかたは税務署で確定申告をしてください。

**申告は便利な郵送でどうぞ**  
必要書類がそろっていて、申告の相談が必要のないかたは、申告書に必要事項を記入し、押印のうえ、同封の返信用封筒で郵送してください。  
郵送申告は、申告会場の日程にかかわらず、いつでも申告でき、受け付けの待ち時間もありません。便利な郵送での申告をぜひご利用ください。

問い合わせ 市民税課個人市民税担当  
☎(866)2055

平成13年度分の市民税・県民税の申告を2月13日(火)から3月15日(木)まで、各地区の会場で受け付けます。  
1月29日(月)に「平成13年度分市民税・県民税申告書」をお送りしますので、同封する「申告の手びき」をよく読んで、正しく記入して申告してください。  
申告が必要なかたで、申告書が届かないかたは、お手数でも市民税課にご連絡ください。

### 申告が必要なかた

(1)平成13年1月1日現在、秋田市に住んでいて、次のいずれかにあてはまるかた

昨年1年間に何らかの所得があったかた

所得には、自営業や農業などの事業によるもの、地代や家賃などの不動産によるもの、株式の配当金、生命保険の一時金、原稿料、給与などがあります。

サラリーマンで、勤務先から秋田市へ「給与支払報告書」が提出されていないかた。なお、提出の有無については、勤務先にご確認ください。  
サラリーマンで、平成12年

中に退職し、その後再就職をしていないかた

公的年金等を受給しているかたで、所得控除を受けようとするかた

(2)秋田市に住んでいないものの、平成13年1月1日現在、市内に事務所または家屋敷があるかた

### 申告が不要なかた

(1)サラリーマンで、勤務先から秋田市へ「給与支払報告書」が提出されたかた

(2)税務署に所得税の確定申告をするかた。確定申告が必要なかたは5ページの「税務署かたのお知らせ」をご覧ください。

### 申告に必要なもの

印鑑と申告書（申告書は会場にも用意してあります）  
給与、公的年金等の所得があったかたは、平成12年分の源泉徴収票

事業による所得があったかたは、収入と必要経費などがわかる帳簿類、領収書など（申告書裏面の計算欄で、事前に計算してください）

平成12年中に支払った国民健康保険税・国民年金保険料・介護保険料・医療費などの領収書、生命保険・損害保険などの控除証明書  
配偶者に所得があったかたは、その所得がわかる書類など

税に関する証明書は申告できないと交付できません

「所得証明書」や「非課税証明書」などの税に関する証明書は、官庁や金融機関などでのいろいろな手続きの際に必要となります。これらの証明書は、次のかた以外は申告がないと交付できませんので、ご注意ください。

勤務先から「給与支払報告書」が提出されているかた

年金支払者から「公的年金等支払報告書」が提出されているかた

問い合わせ 市民税課庶務担当 ☎(866)2054